

住宅向けエコ助成制度のご案内

我が家の省エネ・創エネアクション支援制度

助成対象機器等一覧

- 1 家庭用燃料電池(エネファーム)
- 2 雨水貯留槽(雨水タンク)
- 3 共同住宅共用部用LED照明
- 4 太陽光発電システム(戸建住宅用・共同住宅共用部用)
- 5 家庭用蓄電池システム
- 6 高反射率塗料施工(戸建住宅・共同住宅共用部用)
- 7 窓・外壁等の遮熱・断熱改修
- 8 屋上・壁面・地先・駐車場緑化・プランター設置



▲区ホームページ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

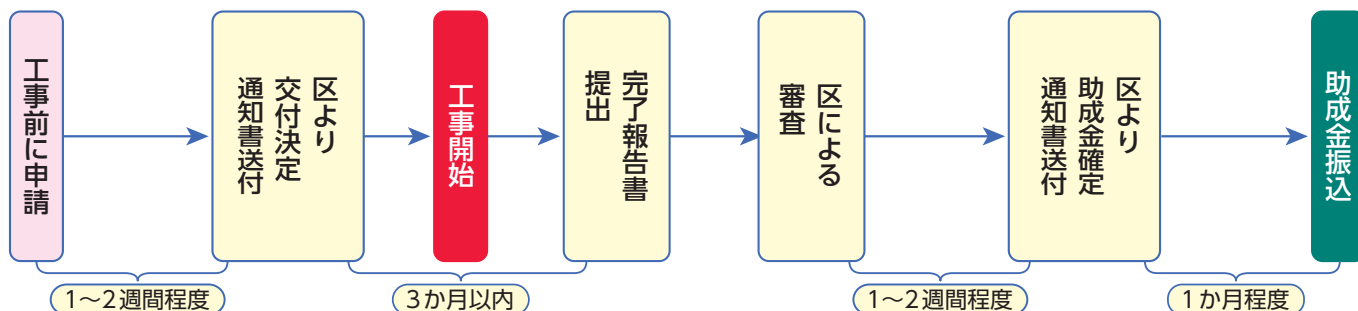


助成金を受けるための条件

※全ての要件を満たす必要があります

- ・区内の建物に新規に対象機器等を導入すること ※改良・増設は対象外 ※施工業者の住所は問いません
- ・建物が自己所有でない又は共有している場合は、所有者(共有者)の承諾を得ていること
- ・対象機器は新たに購入する未使用のものであること ※中古・リースは対象外
- ・住民税(法人等にあつては事業税)を滞納していないこと
- ・**工事の前**に申請し、交付決定後に工事を行うこと
- ・過去(高反射率塗料・緑化は過去10年間)に同一の機器等について助成を受けていないこと
- ・販売・譲渡等を予定している建物への施工ではないこと

申請手続きの流れ



※申請書類の不備や申請受付状況等によって、交付決定が遅れる場合があります。

問合せ先

- 助成制度 1~7 について 普及啓発担当 TEL:03-5246-1281(直)
- 助成制度 8 について みどり担当 TEL:03-5246-1323(直)

〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6 台東区環境清掃部環境課(6階③窓口)



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

(令和5年4月作成)

1 家庭用燃料電池 (エネファーム)

電気使用量が
約**50~70%削減!**
出典:「いま知りたい!家庭用エネルギー機器」

助成対象要件

一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録されているもの又はそれに準じた性能を持つと区が認めるもの。



▲一般社団法人
燃料電池普及促進
協会(FCA)ホーム
ページ

助成金額 14万円(1台まで)

2 雨水貯留槽(雨水タンク)

助成対象要件

雨水を貯めて、二次利用水として再利用できるもの。
※雨水浸透ます・浸透トレンチは対象外

助成金額

**本体・付属機器の購入費及び設置費用(税抜)
×50%** 1台の上限5万円(2台まで)

3 共同住宅共用部用LED照明

※新築・増改築に伴う工事は対象外
※既存の照明設備がLED照明の場合は対象外

電気使用量が
約**85%削減!**
※白熱電球から交換した場合
出典:東京都/
家庭の省エネハンドブック

助成対象要件

- 共同住宅の共用部に導入すること。
- 工事費用(税抜)が10万円以上であること。
- 既存の照明器具の更新工事であること。ただし、既存の照明器具を利用又は一部改修・改造する場合は「LED照明導入に関する確認書」の確認事項を満たしていること。

(1) 直管型LEDランプ

- 固有エネルギー消費効率が60lm/W以上であり、定格寿命が40,000時間以上であること

(2) 直管型以外のLEDランプ

- 定格光束が600lm以上2,200lm未満の場合は、固有エネルギー消費効率が30lm/W以上、定格光束が2,200lm以上の場合は、60lm/W以上であること。※定格光束が600lm未満の場合は制約なし
- 定格寿命が30,000時間以上であること。

※LED誘導灯及び非常灯は「LED照明導入に関する確認書」の要件に当てはまるものが対象

助成金額 工事費用(税抜)×20% 上限30万円

共同住宅向け省エネコンサルタント派遣

共同住宅の設備の運用改善や改修などに関するアドバイスや提案を行う、省エネコンサルタントを無料で派遣します。総会等においても、説明やサポートを行うことができます。
詳しくは、区ホームページをご覧ください。



▲区ホームページ

4 太陽光発電システム

電気使用量が約**70%削減!**
※4kWの太陽光発電システムを設置した場合
出典:「いま知りたい!家庭用エネルギー機器」

助成対象要件

- 一般社団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの、又はそれに準じた性能を持つと区が認めるものであり、系統連系型の太陽光発電システムであること。
- 共同住宅共用部にあっては、共用部の電力供給又は電力会社への売電のために設置するものであること。

助成金額 出力1kWあたり5万円 上限 戸建住宅…20万円 共同住宅…50万円

ソーラー診断

太陽光発電システムの設置を検討している方向けに、無料のソーラー診断を実施しています。現地調査を行い、建物の構造や立地等を考慮した太陽光発電システム設置プランをご提案します。

ソーラー屋根台帳

東京都ではソーラー屋根台帳を公開しています。
ぜひご利用ください。

【問合せ先】

クール・ネット東京 03-5990-5065



▲JETホームページ



▲区ホームページ



▲ソーラー屋根台帳

5 家庭用蓄電池システム

助成対象要件

- 蓄電池、インバータ及び充電器により構成されるシステムであり、太陽光発電システム又は家庭用燃料電池と常時接続するリチウムイオン蓄電池であること。
- 国が実施する「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されているもので、太陽光発電システム又は家庭用燃料電池により発電した電力を蓄電できるものであること。

助成金額 蓄電容量1kWhあたり1万円 上限10万円

※助成金額はSIIのホームページに掲載されている蓄電容量を基に計算します。
(製品ホームページやカタログ等に掲載されている値と異なる場合があります。)



▲一般社団法人
環境共創イニシアチブ
ホームページ

6 高反射率塗料施工

夏季の空調の電気使用量が約**7%削減!**

※高反射塗料と一般塗料の比較

出典：日本建築仕上材工業会/日本塗料工業会による実験値

助成対象要件

- ・屋上又は屋根部(笠木・立上り含む)等に塗布すること。 ※この他の箇所を塗布する費用は対象外
- ・国内の第三者機関(一般社団法人日本塗料検査協会、環境省ETV等)における日射反射率の測定値が近赤外域で40%以上の高日射反射塗料、50%以上の高日射反射防水塗料又は防水シートであること。
- ※工事完了報告にあたっては、使用前後の塗料缶の写真が必要です。(防水シートの場合は不要)

助成金額 施工費用(税抜)×20% 上限15万円

7 窓・外壁等の遮熱・断熱改修

※新築・増改築に伴う工事は対象外

空調の電気使用量が

約**30%削減!**

※従来窓を複層ガラスに改修した場合

出典：日本サッシ協会

助成対象要件

(1) 窓の断熱改修

- ・外気等に接する既存の窓を複層ガラスや二重窓に改修すること。 ※サッシと共に改修する場合を含む
- ・対象となる室内全ての窓の断熱改修をすること。 ※建物の全部屋を改修する必要なし
- ・改修後の窓の断熱性能が熱貫流率4.65W/m²・K以下(次世代エネルギー基準内)であること。

(2) 外壁等(外壁・天井・床・屋根・屋上)の断熱改修

※外壁等の「塗装」は対象外

- ・既存の屋上・屋根、屋上・屋根の直下の天井、外気等に接する既存の壁・床等の改修であること。
- ・使用する断熱材が「断熱等性能等級4 技術基準」を満たすものであること。

※(2)の工事完了報告にあたっては施工中の写真が必要です。



▲「断熱等性能等級4 技術基準」について

助成金額 改修費用(税抜)×20% 上限15万円

8 屋上・壁面・地先・駐車場緑化・プランター設置

空調の電気使用量が

約**7.1%削減!**

※屋上緑化を施工した場合

出典：環境省ヒートアイランド対策ガイドライン

助成対象要件

★詳細については、別刷のパンフレットをご覧ください。

- ・台東区みどりの条例に規定する「緑化計画書」の届出が必要となる緑化工事は対象外です。

- (1) 屋上・壁面緑化 (2) 地先(生垣・地植え等)緑化 ※新築・増改築は対象外
- (3) 駐車場緑化 (4) プランター設置

助成金額

- ① 屋上緑化 上限30万円、壁面緑化 上限15万円
- ② 地先緑化 上限10万円
- ③ 駐車場緑化 上限10万円
- ④ プランター設置 上限5万円



▲区ホームページ

注意事項

- (1) 個人名義による申請の場合、押印は不要です。その場合の書類の訂正方法は、二重線で消した上部に書き直し、その付近に申請者がフルネームで署名をしてください。(右図参照①)
- (2) 印鑑が必要な申請の場合、申請から請求まで同一の印鑑を使用してください。 ※シャチハタ等のインク浸透印使用不可 ※金融機関の届出印である必要なし
- (3) 申請後に工事内容等の変更があったときは、別途「計画変更申請書」等の提出が必要です。変更が決まった時点で必ず環境課へ連絡してください。
- (4) 公的機関が発行する証明書は、発行後3か月以内のものとし、コピー可とします。
- (5) 施工前の写真と施工後の写真は、同じ構図になるように撮影してください。
- (6) 必要書類一覧にある書類以外の提出を依頼する場合があります。
- (7) 交付決定通知書の日付から3か月以内(年度末に係る場合は申請年度の最終開庁日まで)に工事・支払いを終え、完了報告書を提出する必要があります。 ※3か月を過ぎた場合、交付決定を取消す場合があります。
- (8) 助成金交付決定通知書等は、原則申請者宛てに送付します。
- (9) 本人確認書類として保険証の写しを提出する際は、被保険者等記号(①)・番号(②)及び保険者番号(③)を黒塗りした状態で提出してください。(右図参照②)
- (10) 予算が無くなり次第、受付終了となります。

① 令和〇年〇月〇日 台東 太郎
令和△年△月△日

② 健康保険 家族(被扶養者) 01234
被保険者等記号(①) 00年00月00日交付
記号(②) 番号
氏名
生年月日 平成00年00月00日
性別 男
認定年月日 令和00年00月00日
被保険者氏名 ○○
事業所名称(③) 株式会社○○○○○
保険者番号
保険者名称 全国健康保険協会 ○○支部
保険者所在地 ○○市○○町1-2-3

申請に

必要な書類一覧

※修正液・修正テープ・消えるボールペンは使用不可

※訂正は二重線で消した上部に書き直し、申請書に押印したものを訂正印として押印してください。

※裏面【注意事項】も必ず確認してください。

○…必要 △…条件等により必要 — …不要

全対象機器共通		HPより ダウン ロード可	個人		管理 組合	法人	
			戸建 住宅	共同 住宅	共同 住宅	戸建 住宅	共同 住宅
1	我が家の省エネ・創エネアクション支援助成金交付申請書	★	○	○	○	○	○
2	我が家(我が社)のCO2ダイエット宣言書 ※既に宣言している場合は不要	★	○	○	○	○	○
3	本人確認書類の写し		○	○	—	—	—
4	建物の所有者を証する書類(建物の登記事項証明書(全部事項又は現在事項)等) ※登記情報サービスによるものは不可 ※申請者(個人)が居住していない又は申請者以外の者が建物の所有者である場合は必要 ※新築の場合は不要		△	△	—	○	○
5	建物の所有者の導入承諾書 ※建物の所有者でない又は共有で所有している場合は必要	★	△	△	—	△	△
6	前年度分の住民税の納税証明書 ※区外に居住している場合は必要		△	△	—	—	—
7	前年度分の法人事業税の納税証明書		—	—	—	○	○
8	施工前の写真 ※全体がわかるもの ※施工箇所が複数の場合はそれら全て		○	○	○	○	○
9	施工に係る費用と内訳がわかる書類の写し(見積書等)		○	○	○	○	○
10	助成対象要件を満たすことが分かる書類(パンフレット等)		○	○	○	○	○
11	施工について管理組合の承諾が得られていることが確認できる書類の写し(議事録等) ※承諾が得られた時と現在の理事長等が異なる場合は、現在の理事長等が選任されたことが確認 できる書類の写し(議事録等)も必要		—	—	○	—	—

下記の対象機器等を申請する場合は、別途書類が必要になります。

対象機器別		HPより ダウン ロード可	個人		管理 組合	法人	
			戸建 住宅	共同 住宅	共同 住宅	戸建 住宅	共同 住宅
3 LED照明	LED照明導入に関する確認書 ※施工業者記入	★	—	○	○	—	○
	LEDランプ新旧対照表 ※現行ランプの型番が不明な場合はランプの種類を記載	★	—	○	○	—	○
4 太陽光発電	機器の単線結線図		—	○	○	—	○
5 家庭用蓄電池	太陽光発電システム又は家庭用燃料電池との接続図面		○	○	○	○	○
	設置されている太陽光発電システム又は家庭用燃料電池の写真 ※太陽光発電システム又は家庭用燃料電池が既に設置されている場合は必要		△	△	△	△	△
6 高反射率塗料	施工箇所を示した平面図		○	○	○	○	○
	第三者機関(一般財団法人日本塗料検査協会、環境省ETV等)による日射反射率の測定値が確認できる書類		○	○	○	○	○
7 窓・外壁等の遮熱・断熱	施工箇所を示した平面図		○	○	○	○	○

工事完了報告について

交付決定後、**3か月以内**(年度末に係る場合は**申請年度の最終開庁日**まで)に以下の書類を提出する必要があります。

完了報告必要書類		1 家庭用燃料電池 2 雨水貯留槽 3 LED照明	4 太陽光 発電 システム	5 蓄電池 システム	6 高反射率 塗料	7 窓・外壁 等の 遮熱・断熱
1	我が家の省エネ・創エネアクション支援工事完了報告書	○	○	○	○	○
2	施工に係る費用を支払ったことがわかる書類の写し(領収書等)	○	○	○	○	○
3	施工後の写真 ※全体がわかるもの ※施工箇所全て	○	○	○*1	○*2	○*3
4	建築検査済証 ※建築確認が必要となる工事の場合は必要	△	△	△	△	△
5	電力会社と電力需給契約を締結していることがわかる書類の写し	—	○	—	—	—
6	経済産業省より設備認定を受けていることがわかる書類の写し	—	○	—	—	—
7	機器の出力対比表(製造番号、出力特性)の写し	—	○	—	—	—

*1: 太陽光発電システム又は家庭用燃料電池を同時に設置する場合は、その写真も必要となります。

*2: 使用前及び使用後の塗料缶の写真も必要となります。

*3: 外壁等の断熱改修は工事中の写真も必要となります。